基本目標Ⅰ　地域で福祉を担う人づくり

（現状・課題）

私たちの暮らしは，少子・高齢化と核家族化の進展，価値観や生活様式の多様化により，人と人とのつながりが希薄になり，住民同士が互いに支えあって暮らしてきた近隣との交流も少なくなってきています。

こうした中で自治会役員や，民生委員・児童委員，ボランティアをはじめとする地域福祉の要となる担い手不足や，新たな担い手の発掘は，どの地域においても課題となっており，地域の生活課題の複雑・多様化や今後の人口減少予測などを踏まえると，継続して地域福祉促進に関わる人材の確保・育成を進めていく必要があります。

（施策の方向性）

地域福祉の推進には，地域で福祉を担う人材の発掘や育成が必要不可欠です。

地域に暮らす全ての人が，身近に発生する生活課題を共有して，関係機関・団体と連携しながら福祉活動を担う人材の育成に努めます。

具体的目標１　地域福祉学習の推進

【推進項目及び具体的取組】

推進項目	主体	具体的取組
① 福祉教育の推進	市民	・ライフステージに合わせ，互いに支えあうことを学びます。 ・大人が福祉に関心を持ち，地域での学習会に参加します。 ・家族がお互いを理解しあい，身近なところから支えあう大切さを学びます。 ・高齢者や障害者を大切にし，子どもたちに福祉の心を育むよう努めます。 ・子どもに地域の良いところを話して聞かせるなど，地域への関心を高めるよう心がけます。 ・学校以外の学びの場に，子どもを積極的に参加させるよう努めます。
	地域・事業者	・子どもの頃から地域で郷土愛と福祉に関心を持つよう努めます。【地域】 ・各世代が参加できる地域での福祉学習会を開催します。【地域】 ・生涯学習の取組に協力します。【地域・事業者】 ・地域での福祉学習会で，専門的な知識を活かして講師役を担います。【事業者】 ・職場において，互いを理解しあう環境づくりに努めます。【事業者】

① 福祉教育の推進	市・市社協	・福祉分野と教育分野が連携し，福祉教育の充実を図ります。【市】 ・防災学習を通して，災害時の高齢者，障害者への対応を考慮した災害時の福祉への理解と実践力を育てます。【市】 ・人生 100 年時代を見据え，生涯にわたって学ぶ機会が提供されるよう，生涯学習推進計画を策定し，生涯学習の体制整備と充実を図ります。【市】 ・小・中学校・高校及び生涯学習機関，関係機関と連携し，幼少期から大人まで，福祉への理解と興味が持てる学習活動を推進します。【市・市社協】 ・差別・格差解消を含め福祉教育の機会をつくり，分かりやすい表現で行うことに努めます。【市･市社協】 **≪主な取組･事業≫** **〇市立幼稚園･保育所･小中学校等での福祉･防災教育，福祉活動やボランティア体験【市/学校教育課･子ども家庭課】** **〇あらゆる世代を対象とした福祉学習の推進【市社協】** **〇学校への出前講座【市社協】** **〇敬老作文【市社協】** **〇福祉教育活動費補助金交付事業【市社協】**
② 地域と子ども･若者との関わりの促進	市民	・子どもや若者，子育て世代が関心の持てそうな地域の行事や学習会には，「一緒に」と呼びかけ誘いあい，積極的に参加します。 ・子どもや若者が地域の一員として，地域の催しなどに関心を持ち参加することにより，地域の人たちと関わりを持つように努めます。
	地域・事業者	・子どもの頃から地域住民同士で交わす挨拶や声がけを習慣づけます。【地域】 ・小・中学校の保護者会と連携し，自治会活動への参加を促し，地域での行事等で住民が子どもたちとふれあい，思いやりの育成を図ります。【地域】 ・子どもたちが地域のイベントに参加しやすくするよう工夫し，地域福祉にふれる機会を増やすよう努めます。【地域】 ・地域と事業者が一体となって連携し，「気仙沼の宝」である子どもたちの成長を社会全体で支えるため，協働し取組を進めます。【地域・事業者】 ・学校での職場体験の際に，学習の場を提供し，生徒と利用者や職員との交流を通して，福祉や介護に関する意識づけに協力します。【事業者】

② 地域と子ども・若者との関わりの促進	市・市社協	・地域活動に子どもたちが参加できる教育環境を構築します。【市】 ・幼児期から高校に至るまで途切れのない福祉教育に努めます。【市】 ・認知症について等，若者も知っておくべき内容や集まりやすい時間・場所を考慮したセミナー等の企画に努めます。【市】 ・地域や学校，福祉関係機関等とのつながりの中で家庭教育が行われるよう，親子の育ちを応援する仕組みを充実させるとともに，青少年育成協議会をはじめ市民活動団体・子育てグループとの協働による家庭教育を支援します。【市】 ・子どもや子育て世代と，地域や子どもに関心のある若者，ボランティア，関係者との協働によるイベントを通して，福祉活動への関心を促します。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇プロジェクト1．90市民交流ワーキング【市/子ども家庭課】** **〇保育所児童の高齢者施設での交流，各児童館母親クラブの活動，児童館での高校生ボランティア活動，乳幼児親子の学校訪問（プロジェクト1．90事業）【市/子ども家庭課】** **〇認知症サポーター養成講座【市/地域包括支援センター】** **〇家庭教育事業（家庭教育大会，子育てほっとサロン，就学期子育て講座，家庭教育学級）【市/生涯学習課・青少年育成支援センター・公民館】** **〇こどもわくわく広場運営事業【市社協】** **〇世代間交流の促進【市社協】**
③ 地域共生社会へ向けた学びの充実	市民	・伝統や習わしを大切にし，地域の人たちとの良い関係づくりに努めます。 ・各種講座や研修への積極的な参加に努め，地域において主体的に活動する手法を学びます。 ・互いの立場や考え方，多様な価値観を認めあいます。 ・地域学習の場で地域共生社会に関し学び，地域づくりを担う一員として，一人ひとりが地域のために自分に何ができるかを考え行動します。
	地域・事業者	・障害をテーマにしたイベント等に地域住民や子どもたちを参加・参画させる機会を設け，福祉への関心を高めるよう努めます。【地域】 ・多様な価値観を認めあい，地域の活性化を図ります。【地域】 ・縦割り，役割分担の関係性を離れ，地域を自分事として捉える地域づくりを育みます。【地域】
	市・市社協	・小さな国際大使館の機能充実を図り，地域の外国人との交流・理解を深めるための支援を行います。【市】 ・普段の生活における「地域共生社会」について，理解を広める講演会等を開催します。【市・市社協】 ・高齢者や障害者，生活困窮者等に関する理解を深めるためのフォーラムを開催します。【市・市社協】 ・市民の地域福祉への理解を深めるとともに，参加と参画を促し共に生きる社会（ソーシャル・インクルージョン※）に向けて，福祉まつり等を開催又は開催を支援します。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇外国人の生活相談，日本語教室の開催【市/地域づくり推進課】** **〇地域共生社会の実現に向けた学習の場づくり事業【市社協】**

④ 思いやり、支えあいの意識向上と主体的参加の促進	市民	・地域の輪を広げるために，笑顔でのあいさつ運動を心がけます。 ・日頃からの近所とのつながりや身近な交流を大切にし，住民同士の支えあいを心掛けます。
	地域・事業者	・となり近所でお互いの存在を認識し，互助の意識を高めます。【地域】 ・地域での集まりの場で，これまで培われてきた近所とのつながりの良さを話しあい，支えあいの連帯を強化します。【地域】 ・まちにベンチや休めるところを増やし，会話する機会を作ります。【地域・事業者】
	市・市社協	・認知症や障害者のいる家族等への理解を深め，当事者やＮＰＯ等と連携した取り組みを進めます。【市】 ・地域住民の思いやりや支えあいの意識向上と地域活動への主体的参加の促進を目的とした学習会等を開催します。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇関係団体と連携した福祉講演会の開催【市・市社協】**

＜参考＞
※ソーシャル・インクルージョン――「全ての人々を孤独や孤立，排除や摩擦から援護し，健康で文化的な生活の実現につなげるよう，社会の構成員として包み支えあう」という理念。

＜主な指標＞

No.	指標項目	現状 2018(H30)	目標 2023	目標設定の考え方
1	幼稚園・保育所等・小学校・中学校での福祉教育実施数【市】	全園・全所・全校 幼稚園：6 保育所：13 こども園：1 小中学校：26	全園・全所・全校	現在，全園・全所・全校で実施している状況を維持する。
2	幼稚園・小学校・中学校での高齢者等との交流活動や福祉体験活動の実施数【市】	全園・全所・全校 保育所：13 こども園：1 小中学校：26	全園・全所・全校	現在，保育所等及び小・中学校を対象に実践している活動を幼稚園にも広げ，全園・全所・全校で実施する。
3	認知症サポーター養成講座の受講者数【市】	8,000 人	9,500 人	人口の 15%受講を目指す。
4	学校への出前講座実施数【市社協】	5 校	全校	小・中・高での全校実施を目指す。
5	地域福祉学習会の開催数【市社協】	14 地区 17 回	16 地区 32 回	16 地区社協圏域内で年２回以上の開催を目指す。

具体的目標２　地域福祉の担い手の確保と育成

【推進項目及び具体的取組】

推進項目	主体	具体的取組
① 担い手の発掘と育成	市民	・自治会活動など地域活動に積極的に参加します。 ・自分の経験したボランティア活動を，地域活動に活かすよう努めます。 ・小・中学生・高校生等が，医療，介護，福祉に関心を持ち，理解を深められるような環境づくりに努めます。
	地域・事業者	・地域行事の参加者から担い手，後継者の発掘を行います。【地域】 ・アクティブシニア（仕事を引退した人たち）に，交流サロン等自治会活動への参加を勧め，地域みんなで思いやり，支えあいの意識を高めます。【地域】
	市・市社協	・自治会役員，民生委員・児童委員など，地域を支える人たちの育成を図ります。【市】 ・民生委員・児童委員の選任は，自治会，地区社協等地域の主要団体等と相談し，適任者の発掘に努めます。【市】 ・若い世代が集まる場を創出し，交流・議論する機会をつくるとともに，具体的な実践活動のサポートを通じて，若い世代のまちづくりの担い手の育成，まちづくりへの参画機会の創出を図ります。【市】 ・それぞれの地域に根差した地域福祉を推進する人材育成や活動の拡がりを目指し，地域福祉推進者育成研修を実施します。【市社協】 ・地区社協から将来地域のリーダーとなる人材を募り，リーダー養成講習会を開催します。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇アクティブコミュニティ塾【市/地域づくり推進課】** **〇アクティブウーマンズカレッジ【市/地域づくり推進課】** **〇ぬま大学，ぬま塾，ぬまトーク【市/地域づくり推進課】** **〇気仙沼の高校生マイプロジェクトアワード等【市/地域づくり推進課】** **〇地域福祉推進者育成研修【市社協】** **〇地域福祉推進リーダー研修会【市社協】**
② 活動の支え手の支援	市民	・自治会役員等の呼びかけに快く協力します。 ・役員等を退いた後も，後進の育成に協力します。
	地域・事業者	・活動を支える人々に積極的に協力します。【地域】 ・専門的な立場から地域福祉の担い手となります。【事業者】
	市・市社協	・地域の健康づくりリーダーの活動支援や食生活改善の普及推進を図るための研修会を開催し，自主活動を支援します。【市】 ・講師派遣情報の提供のほか，地域からの講師派遣の依頼に応じます。【市】

② 活動の支え手の支援	市・市社協	・住民自治組織による主体的なコミュニティ活動を支援し，地域住民が安全安心で快適に暮らせるまち，住民自ら地域課題の解決に取り組むまちを目指します。【市】 ・子育てや地域活動に携わる団体やサークルの活動を支援します。【市】 ・地域福祉実践者のスキルアップ研修を開催します。【市・市社協】 ・民生委員・児童委員が地域の要として活躍できるように，サポート体制づくりに努めます。【市・市社協】 ・活動的な地域の実践内容等の情報を発信します。【市社協】 ・関係機関と連携した，地域福祉に関わる専門性の高い人材の養成を推進します。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇保健推進員活動支援【市/健康増進課】** **〇教えて!知って!応援団（講師相談・紹介リスト）作成・配布事業【市/高齢介護課】** **〇食生活改善推進員活動支援【市/健康増進課】** **〇地域福祉実践者スキルアップ研修【市・市社協】**
③ 地域行事を通じた人づくり	市民	・地域に伝わる伝統・文化等を継承していくよう心がけます。 ・地域で開催する行事や交流活動に積極的に参加し，世代間のより良い関係づくりに努めます。 ・様々な市民活動に積極的に参加し，人と人とのつながりづくりに努めます。
	地域・事業者	・多くの人が参加したくなる地域での行事を開催し，住民同士のつながりを育み，地域を支える人を増やします。【地域】
	市・市社協	・自治会行事等を支援し，地域の人づくりに努めます。【市】 ・ジュニア・リーダーの育成・活動支援と活動状況のＰＲに努め，理解度・認知度を高めるとともに，地域活動への参加意識を高めます。【市】 ・市・社協が行う行事等に，中学生・高校生も含めた市民ボランティアを募り，体験を通してつながりづくりや人づくりを促進します。【市・市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇自治組織運営支援（運営費補助金・地域支援員による支援）【市/地域づくり推進課】** **〇保育所行事での世代間交流事業【市/子ども家庭課】** **〇ジュニア・リーダー研修，派遣，地域行事への参加【市/生涯学習課，公民館】** **〇世代間交流の促進【市社協】**

＜主な指標＞

No.	指標項目	現状 2018（H30）	目標 2023	目標設定の考え方
1	民生委員・児童委員の充足率　【市】	91.8%	100%	全ての地区での選任を目指す。
2	地域福祉実践者スキルアップ研修会開催回数【市・市社協】	未実施	１回	継続して年１回以上の開催を目指す。
3	地域福祉推進者育成研修会開催回数　【市社協】	１回	１回	継続して年１回以上の開催を目指す。

具体的目標３　ボランティア・市民活動団体等の支援

【推進項目及び具体的取組】

推進項目	主体	具体的取組
① 住民やボランティア団体等への支援	市民	・地域で開催するイベントや自治会活動，防犯パトロールなどの地域活動に積極的に参加します。 ・各種行事等に参加するときには，友人や知人などにも積極的に声掛けし，参加の呼びかけをします。
	地域・事業者	・１年の地域行事を年表等で地域全体に周知するなど，住民が行事へ参加しやすい取組を進めます。【地域】 ・地域でサロンやイベントを行う時は，ＮＰＯ連絡会に相談したり，他団体と連携を取るなどして行事や活動を活性化します。【地域】
	市・市社協	・ボランティア団体や市民活動団体等の活動が，安全に継続して実施できるよう，市民活動支援センターを中心に支援を強化します。【市】 ・地域で活動する団体と地域のマッチングなどを図ります。【市･市社協】 ・助成金等を紹介するなど，団体の活動支援に努めます。【市･市社協】 ・ボランティアの意義を理解し，参加するきっかけづくりを目的とした学習会や懇談会を開催します。【市社協】 ・地域課題に応じたボランティアや市民活動の立ち上げへの支援や育成，組織化を支援します。【市社協】 ≪主な取組･事業≫ 〇ボランティア育成活動補助金【市/社会福祉課】 〇NPOや市民団体の設立･法人化･運営に関する相談【市/地域づくり推進課】 〇スキルアップ講座の開催【市/地域づくり推進課】 〇公益財団法人等の助成金情報の提供【市/地域づくり推進課】 〇ボランティアセンターの運営強化【市社協】 〇ボランティア活動推進事業【市社協】 〇事業者や幅広い団体を対象とした地域貢献講座【市社協】
② 良い取り組みの発信	市民	・良い行いには，素直に「ありがとう」と言い，「ほめる」ことを実践します。
	地域・事業者	・活動等の良い取組を評価し，地域住民の集まりの場で住民へ紹介することに努めます。【地域】 ・会報や公民館だより等を活用し，他地域との交流や情報共有を図り，良い取組を発信していきます。【地域】

② 良い取り組みの発信	市・市社協	・地域の情報発信を積極的に支援し，交流拡大を後押しします。【市】 ・ＮＰＯ等の市民活動団体の活動や取組について，市広報や情報誌により，情報発信を行います。【市】 ・ボランティア活動や市民活動団体等の良い取組事例を広く市民へ情報発信することで，活動の活性化や裾野の拡がりを促進します。【市社協】 ≪主な取組・事業≫ 〇「まちづくり通信」の発行等【市/地域づくり推進課】 〇市公式ホームページ 子育て特設サイト「ぽけっと」設置，子育て情報誌『ぽけっと』の発行【市/子ども家庭課】 〇社協だより・ホームページでの良い取り組み活動の情報発信，マスコミへの記事提供【市社協】

＜主な指標＞

No.	指標項目	現状 2018（H30）	目標 2023	目標設定の考え方
1	市民活動支援センターに登録しているＮＰＯ法人数【市】	19 法人（H30.11 月時点）	29 法人	毎年度２法人程度の増加を目指す。
2	ボランティア養成講座の開催回数 【市社協】	１回	１回	継続して年１回以上の開催を目指す。
3	登録ボランティアの活動者数 【市社協】	1,350 人	1,620 人	現状から 20%の増を目指す。

基本目標Ⅱ　　ふれあい支えあう地域づくり

（現状・課題）

急速な少子高齢化の進展，家族構成の変化，個人の価値観の多様化等により生活のサイクルも様々になり，住民相互のつながりが希薄化しています。また，地域においては，一人暮らしの高齢者，介護・子育てに対する不安や引きこもりなどの課題を抱える家庭も増えています。

東日本大震災により，多くの方が従来の地域を離れ，新たな土地で生活再建したことに伴い，人や地域との交流が乏しくなり，心身ともに不安を抱える方が増えることが心配されています。

一方で，震災は，多くの方々からの献身的な支援やお互いの助けあいを通じて，人と人とのつながり，絆の大切さを見直す機会ともなりました。災害公営住宅の集会所や地域・商店街等のスペースを活かして，企業・団体・個人等のつながりによる住民交流の機会も新たに展開されています。

地域で暮らす一人ひとりが，安心して生きがいを持って暮らしていくためには，地域における結びつきを密にし，お互いに支えあうことが重要であり，地域・ボランティア・関係団体・事業者・市社協・行政が協働して取り組むことが大切です。誰もが地域で孤立することなくいきいきと暮らすことができるよう，様々な交流の場が広がりをみせ，住民同志が身近な地域で声をかけあいながら，受け止め，支え合えるコミュニティがつくられていくことが望まれています。

さらに，震災の教訓から，改めて地域防災の重要性が認識され，その取り組みの強化が求められています。安全安心な地域づくりのため，その基盤となる環境の整備にも取り組む必要があります。

（施策の方向性）

住民一人ひとりが安心して生きがいを持って暮らしていくためには，人と人とのつながりを密にし，お互いに支えあうことが重要です。

交流機会の充実と地域コミュニティの構築に努めます。

具体的目標１　支えあう地域コミュニティの構築

【推進項目及び具体的取組】

推進項目	主体	具体的取組
① 困りごとを受け止める体制づくり	市民	・問題の早期発見と孤立を防止するため，日常的に声がけや見守りを行い，顔の見える関係づくりに努めます。 ・市や社協の広報誌に目を通し，福祉情報の収集に努めます。 ・地域活動に積極的に参加し，もしもの困りごとを共有できる仲間づくりに努めます。
	地域・事業者	・地域コミュニティの大切さの理解を深めてもらえるよう，自治会活動への参加促進を図ります。【地域】 ・地域で活動をするボランティアの育成に努めます。【地域】 ・地域活動を通して住民の困りごとを把握し，必要に応じて適切な相談機関を紹介します。【地域】 ・地域の開かれた相談窓口として施設等の活用を進め，専門的な立場からの助言に努めます。【事業者】 ・市や関係機関との連携を強化し，住民の困りごとの早期解決を目指します。【事業者】
	市・市社協	・住民の相談窓口を設置し，専門職が様々な相談に応じ，必要な情報の提供及び助言を行います。【市】 ・民生委員・児童委員などとの連携に努め，地域課題を早期に把握するとともに，解決に向かうよう支援します。【市】 ・福祉サービス事業者のほか，保健所などの専門機関と連携することで，住民からの相談に速やかに対処します。【市】 ・地域福祉活動への理解を深めるため，地区社協と連携し，地域福祉推進フォーラムを開催します。【市・市社協】 ・定期的に地域に出向き，困りごとについて気軽に話し合える相談会を行います。【市社協】 ・地域の課題把握のため，地区住民懇談会を開催すると共に，地区社協会長会議で情報共有に努めます。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇総合相談事業【市/地域包括支援センター】** **〇障害者相談支援事業【市/社会福祉課】** **〇子育て世代包括支援センター【市/健康増進課】** **〇子育て支援センター【市/子ども家庭課】** **〇地域福祉推進フォーラム【市・市社協】** **〇生活相談事業【市社協】** **〇地区住民懇談会【市社協】**

② 支えあいのための情報共有と相談・実施体制づくり	市民	・自分の地域に関心を持ち，一人ひとりができることから始め，仲間を増やしていけるよう心がけます。 ・地域の課題や解決方法を提案できるよう，地域懇談会等，話しあいの場へできるだけ参加するよう心がけます。 ・緊急時に慌てないよう，なんでも相談できるかかりつけ医，歯科医，薬局を持ちます。
	地域・事業者	・地域ぐるみでの子育てを目指します。【地域】 ・市及び社協等と連携しながら地域の情報を共有し，地域の声を必要な機関に届けるよう努めます。【地域】 ・関係団体の更なる連携を強化するため，気仙沼市地域包括ケア推進協議会※1が作成したアクションプラン（行動計画）の取組を推進します。【地域・事業者】 ・医療・保健・介護・福祉等の多職種メンバーによる定期的な情報交換等を行い，連携を推進します。【事業者】
	市・市社協	・医療・介護・福祉等の連携を一層推進し，地域包括ケアの充実を図ります。【市】 ・複雑な問題を抱える個別事例について，関係機関と連携し課題解決のための検討するケア会議を開催します。【市】 ・地域の福祉課題を把握・共有し，支えあいの地域活動をサポートする体制整備を推進します。【市・市社協】 ・小地域福祉活動の充実と強化を図るため，自治組織代表や民生委員・児童委員，地区社協会長等と定期的に意見交換を行う場を設定します。【市・市社協】 ・困りごとや課題を協議する場をつくり，地域における支えあいの体制づくりを目指します。【市社協】 ・地域の実情に応じた的確な対応ができるよう，先進的な活動事例をモデル事業として推奨し，住民参加による相互支援の広がりを図ります。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇気仙沼市地域包括ケア推進協議会※1【市/保健福祉部】** **〇地域ケア会議【市/地域包括支援センター】** **〇気仙沼市医療・介護連携センター【市/地域包括支援センター】** **〇生活支援体制整備事業※2【市・市社協】** **〇小地域福祉活動推進事業【市社協】** **〇関係団体との意見交換会【市社協】**
③ コミュニティ運営の支援	市民	・となり近所へ声を掛けあい，自治会活動や地域での活動に積極的に参加するよう心がけます。 ・自分の住んでいる地域に関心を持ち，地域の課題を「自分事」として考え，主体的にまちづくりに参加するよう努めます。 ・地域の課題解決や活性化に向けた地域の取組に参加します。

③ コミュニティ運営の支援	地域・事業者	・自治会活動や，地区社協活動への理解を高めるため，会報等の発行を行います。【地域】 ・地域の課題と住民の困りごとを把握し，課題の解決等に向けて積極的に取り組むよう努めます。【地域】 ・地域にある資源や特性の把握に努めます。【地域】 ・空家や事業所の空き部屋等を活用し，地域活動を行う場の提供を行います。【事業者】
	市・市社協	・地域住民が安全安心で快適に暮らせるよう地域コミュニティの維持，形成に向けた自治会等の活動に対する支援を行います。【市】 ・被災者と地域コミュニティとのつながり，交流活動を支援しながら高齢者の見守り総合相談を行います。【市】 ・社協広報誌等を活用し，各種研修・講座の周知を行い，情報提供の充実に努めます。【市社協】 ・地域活動が活性化するよう支援します。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇生活環境整備事業補助金（組織活動費補助）の交付【市/地域づくり推進課】** **〇地域支援員による自治会運営支援【市/地域づくり推進課】** **〇被災者のコミュニティ形成活動への専門家派遣及び補助金の交付【市/地域づくり推進課】** **〇「絆」再生事業【市・市社協】** **〇社協だより・ホームページ等を活用した情報発信【市社協】** **〇地域活動に対する補助金の紹介【市社協】**

＜参考＞
※1 気仙沼市地域包括ケア推進協議会―――行政，市内の医療機関，介護事業所，地域の高齢者等への生活支援を展開する住民団体や関係団体，企業など 74 の構成団体が連携・協働しながら，切れ目のない地域ぐるみの支えあい体制を作っています。
※2 生活支援体制整備事業――地域支えあいの基盤づくりを行うため，市全域と地区社会福祉協議会圏域ごとに地域支えあい推進員の配置及び協議体を設置し，地域住民の日常生活を支える助けあい（互助）活動を支援します。

＜主な指標＞

No.	指標項目	現状 2018(H30)	目標 2023	目標設定の考え方
1	住民自治組織（自治会・振興会）の組織率　【市】	88%	100%	全ての地域で住民自治組織の設立を目指す。
2	地域福祉推進フォーラムの開催回数　【市・市社協】	１回	２回	継続して年２回開催を目指す。
3	地域支え合い活動推進モデル事業指定地区数【市社協】	２地区	２地区	継続して年２地区社協の指定を目指す。
4	地区住民懇談会の実施地区数　【市社協】	14 地区	16 地区	全地区社協での開催を目指す。

具体的目標２　交流機会の拡大

【推進項目及び具体的取組】

推進項目	主体	具体的取組
① 地域行事等を通じたコミュニティ強化	市民	・地域の中でお互いに声をかけあいながら，行事等へ積極的に参加し，自分の暮らす地域を知る機会を増やします。 ・自治組織や地区社協が開催する話しあいの場へ出向き，自分の意見を発信します。 ・日頃から挨拶や声がけを心がけ，顔の見える関係をつくり，地域内の見守りや防犯に繋げます。
	地域・事業者	・地域行事や地域課題について，住民同士が気軽に話し合える場を設け，住民の様々な意見を取り入れながら地域活動に取り組みます。【地域】 ・子ども会や老年クラブ等，自治組織等との交流を深め，世代間交流を図ります。【地域】 ・地域の伝統（行事・料理など）を次世代へ継承する機会をつくります。【地域】 ・誰でも気軽に参加できる交流イベントを開催します。【地域・事業者】 ・地域で行われる行事等へ積極的に参加，協力します。【事業者】
	市・市社協	・地域で開催する勉強や講習会への講師等の派遣を，地域の実情に合わせて行います。【市】 ・市有集会施設の地域コミュニティ活動での活発な利用を図ります。【市】 ・地域で行われる様々な交流会や話しあいの場へ積極的に出向き，地域の情報把握を行うと共に，地域課題等の解決に向け地域と一体となり取り組みます。【市社協】 ・地域からの相談に応じて，活動事例の紹介や各種助成金などの情報提供を行い，活動の継続支援と新たな交流の場づくりの支援に努めます。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇コミュニティ形成支援事業【市/地域づくり推進課】** **〇公民館事業（市民運動会，世代間交流事業等）【市/公民館】** **〇在宅ふれあい型交流事業補助金の交付【市社協】** **〇小地域福祉活動補助金の交付【市社協】**
② 集いの場の確保とにぎわい創出	市民	・地域の集まりの場に積極的に参加し，自らも地域の担い手として成長します。 ・生きがいづくりの実践や地域活動への参加を心がけます。 ・病気，障害を理解し，互いに支えあう地域になるよう活動にも参加・協力します。

② 集いの場の確保とにぎわい創出	地域・事業者	・多くの住民が自然に集まるよう様々な形態の交流機会を設けます。【地域・事業者】 ・地域住民同士が誘いあって行事に参加するよう働きかけ，子どもから高齢者，障害のある方など，誰もが楽しく参加し交流できる場を作ります。【地域・事業者】 ・地域の高齢者が自立した生活を維持できるよう，福祉事業所と地域が協働し，介護予防に繋がる活動を推進します。【地域・事業者】 ・地域の中に，交流サロンや地域食堂※など，身近に集える場を作ります。【地域・事業者】 ・病気・障害を持つ本人や家族が安心して暮らせるよう，病気を理解し，悩みを語り合える居場所づくりに取り組みます。【地域・事業者】 ・「教えて！知って！応援団（講師相談・紹介リスト）」に参加し，集いの場の立ち上げや継続的に集まりが開催できるよう支援します。【事業者】 ・専門的な知識を地域に発信し，住民が積極的に生きがいづくりが実践できるよう支援します。【事業者】
	市・市社協	・自治会等の活動やその拠点である集会施設の整備や施設等の借上げに対して補助金を交付します。【市】 ・地域で活動する介護予防サポーターを養成するとともに，身近なコミュニケーションの場となる交流サロン等の立ち上げや運営を支援します。【市】 ・病気・障害を持つ本人・家族の交流の場を設け，安心して暮らせるよう支援します。【市・市社協】 ・空家や事業所，企業などが持つ地域資源が有効活用できる仕組みづくりを検討します。【市・市社協】 ・地域で実施する介護予防事業等へ，情報提供や講師調整等の支援を行います。【市・市社協】 ・商店や事業所・企業等それぞれの利点を活かした地域への社会貢献活動を支援し，幅広いボランティア活動の提案に努めます。【市社協】 ・地域資源の情報収集に努めると共に，企業等が行う地域への社会貢献などについて，社協だよりやホームページなどで広く呼び掛けを行います。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇交流サロン運営支援事業【市/高齢介護課】** **〇介護予防サポーター養成事業【市/地域包括支援センター】** **〇認知症カフェ・介護家族交流会【市/地域包括支援センター】** **〇各児童館母親クラブ活動【市/子ども家庭課】** **〇集会施設整備事業補助金などの交付【市/地域づくり推進課】** **〇公民館講座の開催【市/公民館】** **〇生きがい活動支援通所事業（生きがい対応デイサービス事業）【市・市社協】** **〇介護予防事業への支援【市・市社協】** **〇障害者福祉活動事業（障害者との交流事業）【市社協】** **〇空家・空き店舗，福祉施設等を活用した交流の場づくりの推進【市社協】**
③ 働き世代を含めた関わりの拡大	市民	・新聞や広報紙に目を通すなど，地域の課題や世の中の動きに関心を持ち，地域を知ることに努めます。 ・家族や隣人に声をかけあい，地域の人々と交わる機会に参加します。 ・地域の子どもたちの見守りを兼ねた声がけを行いながら，顔見知りの関係をつくります。

③ 働き世代を含めた関わりの拡大	地域・事業者	・ＰＴＡや子ども会と連携･協力し，幅広い世代が参加できる地域行事を開催します。【地域】 ・休日や祝日を利用した地域行事を積極的に開催し，若い世代へ参加・協力を求めながら，地域活動の担い手を見つけます。【地域】 ・個人が参加するサークル活動や趣味の活動を地域に呼び込み，地域の状況や自治組織の活動に対する理解促進に努めます。【地域・事業者】 ・地域の若者が主体となった行事開催の呼びかけと支援に取り組みます。【地域・事業者】
	市・市社協	・それぞれの世代に合わせた活動機会の拡大や継続に向け，各種助成団体等の幅広い情報提供に努めると共に，使いやすい活動補助金等の仕組みづくりを検討します。【市】 ・企業や事業所に対して，地域活動の理解促進に努めるとともに，積極的な参加･協力を呼びかけます。【市】 ・意欲ある若い世代が交流，議論する機会を設けるとともに，実践に向けた活動をサポートし，まちづくりにおける若い担い手の育成を図ります。【市】 ・学びの機会を提供するほか，議論の際に必要な情報を提供します。【市】 ・地域課題及び地域住民や各種団体の多様化する学習ニーズを把握しつつ，社会教育，家庭教育，その他様々な場や機会における学習の充実・環境整備に取り組むとともに，公民館運営の充実と活動の推進に努めます。【市】 ・サークル活動や趣味の活動を活かした地域活動が行われるよう，実践事例を社協だよりやホームページで発信し，活動の広がりを推進します。【市社協】 **≪主な取組･事業≫** **〇在住外国人ネットワーク交流事業【市/地域づくり推進課】** **〇世代間交流事業【市/公民館】** **〇公民館だより等での活動周知【市/公民館】** **〇社協だより，ホームページ等での活動周知【市社協】**

＜参考＞
※地域食堂―――個人やＮＰＯ法人，任意団体などが，比較的小規模で非営利のもと運営する，食の提供を通じて地域住民の居場所づくりを行う市民事業型の活動。子ども食堂，市民食堂など。

＜主な指標＞

No.	指標項目	現状 2018（H30）	目標 2023	目標設定の考え方
1	公民館における社会教育事業への参加人数　【市】	26,290 人	35,000 人	人口減少や施設の復旧見通しを勘案し，震災前の９割程度を目指す
2	地域における集いの場の実施団体数（月１回以上開催）【市・市社協】	94 団体	150 団体	毎年度 10 団体程度の増加を目指す。
3	在宅ふれあい型交流事業補助金の交付団体数【市社協】	６団体	12 団体	現状の２倍を目指す。

具体的目標３　安全安心なくらし

【推進項目及び具体的取組】

推進項目	主体	具体的取組
①災害時の要支援者の支援体制整備	市民	・家庭や地域で災害への備えについて話しあい，防災に対する意識を高めます。 ・自治会行事や防災訓練に積極的に参加し，災害時に声がけができるようにします。 ・日頃から，情報収集手段としてラジオ等を備えると共に，緊急情報が発せられた際には，自身や家族，職場で取るべき対応を速やかに行います。 ・災害時の基本である自助のため，普段から防災用品の備え，避難所，避難経路の確認に努めます。
	地域・事業者	・自治会行事として防災訓練等を行い，災害時にもスムーズな対応が出来るよう努めます。【地域】 ・世帯名簿の作成等を通して，避難が必要な要支援者の把握に努めます。【地域】 ・自主防災組織の結成や避難行動要支援者等の避難支援への協力を行います。【地域】 ・地区内の要支援者の状況を定期的に確認し，変更点があれば実態に沿った避難計画に修正していきます。【地域】 ・関係機関と連携し，定期的な防災訓練を実施し，安全に過ごすために必要な知識の習得に努めます。【地域・事業者】 ・災害発生時は，避難所の運営など，地域で働く人を含めた支援体制づくりに努めます。【地域・事業者】 ・地域の防災活動に参加するとともに，防災備蓄品の整備や一時避難場所の提供に努めます。【事業者】
	市・市社協	・学校や自治会，事業所等が連携した地域防災づくりの拠点となる地区防災委員会等の組織結成を進めるとともに，警察署や消防署等の関係機関との応援協力体制の確立に取り組みます。【市】 ・地域において，子どもや高齢者，障害者，外国人，女性，LGBT※1 などに配慮した支援体制整備に取り組みます。【市】 ・地域や事業者に対し，防災研修会や防災訓練等への参加を促し，地域防災力の向上を図ります。【市】 ・避難行動要支援者名簿の整備と避難支援個別計画の策定支援を行い，避難支援等関係者との情報共有に努めます。【市】 ・各種ハザードマップ等による地域住民への周知・啓発を図り，安全の確保に努めます。【市】 ・世帯名簿を作成する自治会等への支援を行います。【市】 ・小・中学校等において防災講座等を開催し，防災教育の推進に努めます。【市】 ・避難所の環境整備と機能向上を図るため，資機材等の整備により，市民の安全確保に努めます。【市】 ・避難所での生活が困難な高齢者や障害者を受け入れる福祉避難所の運営体制の充実を図ります。【市】

① 災害時の要支援者の支援体制整備	市・市社協	・ヘルプカード※2の普及を図り，緊急時に対応できるような体制を強化します。【市･市社協】 ・日常的な見守りや助けあいを推進し，要支援者となり得る方を災害から守る取組を強化します。【市社協】 ・関係機関や地域と連携し情報の共有に努めます。【市社協】 ・災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を開催し，市民ボランティアの育成や関係機関とのネットワーク構築を強化します。【市社協】 **≪主な取組･事業≫** **〇自主防災組織結成の促進【市/危機管理課】** **〇防災講座等の開催【市/危機管理課】** **〇避難行動要支援者制度推進【市/社会福祉課，高齢介護課，危機管理課】** **〇ヘルプカードの配付と啓発事業【市･市社協】** **〇小地域福祉活動推進事業【市社協】** **〇災害ボランティアセンター設置運営訓練【市社協】** **〇関係機関･団体との連携･協働【市社協】**
② 暮らしやすい環境の整備	市民	・積極的にあいさつをしたり，地域の環境美化作業に参加するなど，地域と関わります。 ・地域のことに関心をもち，となり近所同志でのゴミ出しや買い物支援等，無理なくできる助けあいを行います。 ・ハンディキャップや障害に関する理解を深め，心のバリアフリーを推進します。 ・消費者被害に遭わないよう，自ら考え，行動できる「自立した消費者」となるための意識を持ち，消費生活に関する講座へ参加するなど，理解を深めます。
	地域・事業者	・地域での困りごとを把握し，お互いに協力しあうなど，地域全体で支援できる体制を作ります。【地域・事業者】 ・住民が安全安心で快適に暮らせるよう地域の点検・調査に努めます。【地域・事業者】 ・地域住民懇談会等に参加し，地域課題の共有により支援体制づくりに努めます。【地域・事業者】 ・障害のある方々が積極的に地域に出られる機会を持つことにより，地域住民との交流を通した相互理解をすすめます。【地域・事業者】 ・住民が消費者被害に遭わないように，日頃から声がけによる見守りを行います。【地域・事業者】 ・高齢者や障害者，子育て中の方々など，誰もが利用しやすい店づくりやサービスの仕組みづくりに努めます。【事業者】 ・事業者，ＮＰＯ等団体は，地域が行うまちづくり活動への参加や協力に努めます。【事業者】
	市・市社協	・暮らしやすい環境づくりを市民と共に考え，安心して暮らせるための仕組みづくりをすすめます。【市】 ・障害のある方や高齢者，妊産婦，けが人など，歩行が困難な方が公共施設や商業施設で駐車スペースを確保するため，宮城県ゆずりあい駐車場制度を推進します。【市】

② 暮らしやすい環境の整備	市・市社協	・道路や公共施設のバリアフリー化を進めるとともに，窓口サービスの向上や利用しやすい環境整備に努めます。【市】 ・消費者被害や特殊詐欺被害を未然に防ぐため，消費生活講座等による啓発を図ります。【市】 ・商店や事業所等，地域の社会資源と連携し，安心して暮らし続けられるサービスの仕組みづくりを進めます。【市社協】 ・住民同士の支えあいの体制づくりを強化します。【市社協】 ・認知症や障害のある方，何らかの要因で生きづらさを抱えている方の声を地域に発信し，理解促進を図ります。【市社協】 ・社会福祉団体等との連携により，相談先の周知や市民ボランティア向けの研修を実施します。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇社会参加促進助成事業【市/社会福祉課】** **〇ゆずりあい駐車場制度【市/社会福祉課】** **〇バリアフリー映画鑑賞会【市/社会福祉課】** **〇生活支援体制整備事業【市・市社協】** **〇歳末たすけあい事業【市・市社協】** **〇安否確認訪問サービス事業【市社協】**

＜参考＞

※1 LGBT―――次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で，性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉　　Ｌ：女性の同性愛者(Lesbian：レズビアン)，Ｇ：男性の同性愛者（Gay：ゲイ），Ｂ：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル），Ｔ：こころの性とからだの性との不一致（Transgender：トランスジェンダー）

※2 ヘルプカード――――障害のある人，高齢者，妊婦等が，災害時や日常生活の中で困ったときに提示する等，周囲の人に必要な支援や配慮を求められるよう携帯するカードのことをいいます。緊急連絡先や必要な支援内容などを記載して使用します。

＜主な指標＞

No.	指標項目	現状 2018(H30)	目標 2023	目標設定の考え方
1	自主防災組織の組織率【市】	54.9% （112/204 自治会） （H30.12 月時点）	100%	組織率 100%を目指す。
2	災害ボランティアセンターに関する研修会の参加者数【市社協】	88 人	350 人	毎年度 50 人程度の参加を目指す。
3	生活支援体制整備事業 地域支え合い協力員の人数【市社協】	8 人	32 人	各地区社協２人の配置を目指す。

基本目標Ⅲ　住みよい暮らしの仕組みづくり

（現状・課題）

世帯や個人を取り巻く生活環境が常に変化し続ける中，支援を必要とする人のニーズや生活課題も多種多様化しています。生活環境の変化等により住民の生活課題はより顕在化し複雑多岐にわたり，既存の福祉サービスだけでは解決できない，制度の狭間にある複雑な課題も増加し，将来の生活への先行き不安や長寿社会における健康不安など，日々の暮らしに対する不安が高まっています。

誰もが自分らしく生きる権利が保障され，安心して生活していくためには，支援を要する方を見逃さず，必要な方に適切なサービスが提供できるよう，見守りや支援の体制を一層充実・強化することが必要となっています。自助・互助・共助・公助の理念のもと，地域を構成する個人・団体・事業所等，更には，福祉以外の機関も含め，それぞれの取組と支援のためのネットワーク構築により，連携し取り組んでいくことが求められています。

全ての市民の人権が尊重されることが必要であり，支援を要し福祉サービスを受ける場合であっても，個人の尊厳は守られなければなりません。判断能力が不十分でも，適切なサービス利用で，住み慣れた地域で安心して暮らしていける仕組みづくりが必要です。また，高齢者や障害者，児童への虐待，ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）㈜については，防止に向けた広報や啓発とともに体制の整備が必要です。

一人ひとりに合った福祉制度を利用するためには，選択できる多くの福祉サービスが必要ですが，利用の満足度を上げるためには質の向上も求められます。福祉サービスの利用者は，単にサービスを提供される受け身の立場だけでなく，良質なサービスを創り・育てる役目も担っていることから，苦情解決の仕組みの周知や，苦情や提案を話しやすい環境の整備が必要です。一方，サービスを提供する側にあっては，利用者のニーズを的確に捉えたメニューの創出や，自らサービスの質を高める取組が必要です。

＜参考＞
ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）―――
配偶者や同居している恋人など，日常を共にする相手から受ける暴力行為。肉体的暴力のみならず，言葉の暴力，性行為の強要，物の破壊なども含む。男性から女性への場合が多い。

（施策の方向性）

「人づくり」と「地域づくり」のほか，地域福祉の推進には，様々な福祉制度の充実や更なる連携が必要です。

各種制度の質の向上と，保健・医療・福祉及び関係機関との連携に努めます。

なお，本計画は，成年後見制度の利用の促進に関する法律第 23 条に基づく，気仙沼市における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

認知症や障害により，判断力が十分でない人を法的に支援する成年後見制度を始め，権利擁護に係る施策の方向性等についても記載しています。

具体的目標１　地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働

【推進項目及び具体的取組】

推進項目	主体	具体的取組
① 地域での見守り・支援の体制強化による孤立の防止	市民	・地域の子どもや高齢者等へ関心を持ち，日頃から声がけやあいさつをしたり，自然な見守りを心がけるなど，住民同士の関わりを大切にします。 ・地域に関心を持ち，活動に積極的に参加するとともに，地域の課題を理解し，その解決に向け協力します。 ・困りごとに理解を示し，お互いさまの関係を育みＳＯＳを出しあいながら，互いに支えあうよう努めます。 ・家庭や地域の中で複合化する課題について関心を寄せ，生活に困り，社会から孤立傾向にある人に対しては，助けあいや声がけをするよう心がけます。
	地域・事業者	・地域組織と民生委員・児童委員等が連携して情報を共有し，地域の中での福祉課題の早期発見に努め，孤立防止や自立支援への取組につなげます。【地域】 ・複合的な課題も含め，住民の困りごとを地域全体の問題として捉え，地域の人材も活かしながら，解決に向けて互いに支えあうための組織づくりを進めます。【地域】 ・高齢者，障害者，子育て世代等へ幅広く関心を示し，事業者による配達等の家庭訪問，地域での「あいさつ」や「声がけ」等のコミュニケーションによる見守り活動を行います。【地域・事業者】
	市・市社協	・民生委員･児童委員や関係機関等との連携により，見守りや支援を必要とする人の早期把握に努め，情報を適正に管理しながら支援につなげます。また，民生委員・児童委員が安心して活動できるよう支援します。【市】 ・東日本大震災の被災者に対し，仮設住宅や再建先への訪問，見守り，声がけや相談対応を行い，入居者の孤立，引きこもりを防止するとともに，自立生活を支援します。【市】 ・引きこもりやサービス利用拒否などの「制度の狭間」の方に対する支援に取りこぼしのないよう，制度の枠組みや組織の縦割りにとらわれず関係機関と連携し情報収集に努めます。【市】 ・地域行事への参加や住民間のあいさつなど，地域でできる見守り，また，自治会や民生委員・児童委員，民間事業所による見守りのネットワーク化を推進します。また，必要に応じ複数の関係機関が協力しあいながら，孤立の防止を促進します。【市社協】 ・誰もが地域の中で安心して生活ができるよう住民同士が協力し，見守り，助けあい，支えあう地域づくりのため，小地域福祉活動と生活支援体制整備事業を推進します。【市社協】 **≪主な取組･事業≫** **〇見守り協定締結【市/地域包括支援センター】** **〇配食サービス【市･市社協】** **〇小地域福祉活動推進事業，ヘルプカード，生活支援体制整備事業【市･市社協】** **〇生活援助員（LSA）事業，応急仮設住宅入居者等サポートセンター事業【市･市社協等】**

② 地域・各機関での相談支援体制の整備	市民	・困りごとを気軽に相談できる人間関係を大切にします。
	地域・事業者	・地域の中での相談・支援に努めるとともに，行政と積極的に連携し，異常を感じた際相談できる窓口などについての学びの機会を設けます。【地域】 ・必要な機関の相談窓口等を把握し，住民からの相談に対し，適確に紹介や情報提供を行えるよう努めます。【地域・事業者】 ・宅配の機会などにおいて異常を発見した際は，自治会・振興会，行政などと連携できる体制を作ります。【事業者】
	市・市社協	・身近に相談できる窓口づくりと，相談を受ける側の技能向上による相談機能の充実に努めるとともに，相談窓口をわかりやすく周知します。【市】 ・関係機関・関係部署が連携し，必要に応じ連絡会等を開催し，複合的な課題にも横断的に対応できる体制をつくります。【市】 ・複合的な課題も含め，相談にワンストップで対応できる窓口・機関等の設置について，調査研究をすすめます。【市】 ・地域の課題を把握するため，積極的に地域に出向きます。また多様な相談に対応できるよう，相談機関の情報の収集に努めながら，必要な専門相談機関にもスムーズに繋げられるよう，ネットワークの構築を推進します。【市社協】 ・地区社協圏域ごとに相談窓口の設置や，困難事例等に対し各関係機関を交えての事例検討会議の開催を検討します。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇家庭児童相談【市/子ども家庭課】** **〇気仙沼市児童虐待及び配偶者等からの暴力被害防止連絡協議会【市/子ども家庭課】** **〇生活援助員（LSA）事業，応急仮設住宅入居者等サポートセンター事業【市・市社協等】** **〇生活相談事業【市社協】**
③ 必要なサービスを利用できるための仕組みの確立	市民	・もしもの時に備えて，相談窓口や各種サービスの利用方法を事前に把握しておくよう努めます。 ・子育てや介護などで悩んだときは，ひとりで抱え込まず，身近な人に相談したり，情報交換をします。
	地域・事業者	・市・社協等と連携し，サロンや自治会活動等の機会を利用して各種福祉サービスについて知る機会を設け，住民と行政機関，福祉サービスをつなげられるよう努めます。【地域】 ・専門的な立場から助言を行うとともに，利用者等のニーズを丁寧に聞き取り，必要に応じ他機関とも連携しながら，必要なサービスが利用できるように支援します。【事業者】 ・地域生活に関する課題を分析し，個別課題・地域課題を明確にするとともに，課題を分析した結果を地域と共有し，必要なサービスが提供される仕組みを構築します。【事業者】
	市・市社協	・必要な時に必要なサービスが受けられるよう，サービスの種類や利用方法，相談窓口をわかりやすく周知します。【市】 ・その人に応じた適切なサービスが提供できるよう，十分な説明を行うとともに，関係機関・関係部署と連携しながら支援にあたります。【市】 ・保護者をはじめ，家族が安心して子育てできるよう，妊娠期から子育て期にまでわたる切れ目のない支援体制の充実を図ります。【市】

③ 必要なサービスを利用できるための仕組みの確立	市・市社協	・当事者の状況を把握しながら，必要と思われるサービスについての情報提供や説明をします。【市社協】 ・地域ニーズに応える在宅福祉サービスの開発を検討します。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇子育て相談，子育て世代包括支援センター事業【市/健康増進課】** **〇子育て支援センター【市/子ども家庭課】** **〇総合相談事業【市/地域包括支援センター】** **〇生活支援体制整備事業【市・市社協】**
④共生型サービス等の分野横断的サービスの展開	市民	・高齢者，子ども，障害者等の枠にとらわれず，お互いが違いを理解し支え合える共生型のサービスについて関心をもちます。
	地域・事業者	・地域内での居場所づくり（支えあいの場）等に取り組むよう努めます。【地域・事業者】 ・積極的に情報収集し，様々な人材や財源の活用も視野に入れながら，共生型サービス※1の提供に向け検討をすすめます。【事業者】
	市・市社協	・対象者の枠にとらわれず，様々な分野に総合的・多機能的に提供できる共生型サービス※1についての周知を図ります。【市】 ・共生型サービス※1の展開に向け調査研究を行うとともに，人材や財源の確保に努めます。【市】 ・地域の社会資源を活かしながら，住み慣れた地域での暮らしを住民とともに考えます。【市社協】 ・地域共生社会に関心を寄せるよう，地域福祉推進フォーラム，ボランティア体験会等への市民の参加を促し，地域福祉に対する理解を深めるよう努めます。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇障害者地域自立支援協議会【市/社会福祉課】** **〇地域福祉推進フォーラム【市・市社協】**
⑤ 居住・就労困難者等への横断的支援	市民	・生活困窮者，居住・就労困難者，立ち直りを志す者等を「共に地域に生きるひと」として捉え，温かく見守り，支援するよう心がけます
	地域・事業者	・生活に困窮する人の自立に向け，「わが事」と捉え，ともに考えていく視点を持ち，「お互いさま」と言い合える地域づくりに努めます。【地域】 ・引きこもりの人やその家族が就労に向け相談できる場づくりに協力します。【地域・事業者】 ・多くの方に有益な情報を広く提供するため，人の集まりやすい場所へ，相談窓口の案内や情報に関する広報物を掲示するよう協力します。【事業者】 ・生活保護受給者，生活困窮者等の経済的自立のため，就労体験の取組のほか，積極的な雇用や短時間勤務等多様な勤労形態の提供に努めます。【事業者】 ・製造・流通過程で発生する規格外食品などを，フードバンク活動団体に提供するよう努めます。【事業者】

⑤ 居住・就労困難者等への横断的支援	市・市社協	・雇用・住宅等福祉以外の分野とも連携し，その家庭が抱える複数分野の課題に対し，適切な支援を行います。【市】 ・生活困窮者や引きこもりなどの地域から孤立した人の情報が社会福祉事務所の窓口につながるよう，関係機関と連携し，生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の周知を図り，相談・支援体制の充実に努めます。【市】 ・保健医療･福祉等の支援を必要とする犯罪をした者に対し，関係機関と連携し一体的に支援を行うことで，立ち直りを支えます。【市】 ・身近に相談できる窓口として，民生委員・児童委員と連携し支援が必要な人の把握に努め，関係機関と連携し，相談・支援体制の充実に努めます。【市社協】 ・複合的な問題を整理し，関係機関の持つ社会資源を活用し，一体となった支援体制に努めます。【市社協】 **≪主な取組･事業≫** **〇生活困窮者自立相談支援事業【市/社会福祉課】** **〇生活困窮者家計相談支援事業【市/社会福祉課】** **〇生活困窮者住居確保給付金の支給【市/社会福祉課】** **〇障害者住宅入居等支援事業【市/社会福祉課】** **〇社会を明るくする運動【市/社会福祉課】** **〇生活福祉資金貸付事業【市社協】** **〇生活安定資金貸付事業【市社協】** **〇フードバンク【市社協】**
⑥ 事業の一体的実施のための多機関・他分野連携	市民	・必要な福祉サービスを受けるために，様々な制度･相談窓口があるということを知っておくよう心がけます。
	地域・事業者	・必要に応じ市や社協等に連絡を取り，横断的・一体的な支援が行えるようつなぎます。【地域・事業者】 ・事業者・ＮＰＯ等団体は，地域の課題に関心を持ち，地域が行うまちづくり活動への参加や協力に努めます。【事業者】
	市・市社協	・地域を知り地域課題と向きあうとともに，市民活動団体やまちづくり協議会の運営支援等を通じ，福祉活動を含めた地域住民等の主体的なまちづくりを推進します。【市】 ・必要に応じ福祉以外の分野（地域づくり，商工，農林，土木，危機管理，生涯学習，環境，都市計画等）とも連携し，地域生活課題の解決を通じて地域の活性化にも寄与できる取組を進めるとともに，適切に役割分担し，連絡調整を行いながら事業を推進します。【市】 ・複数の事業を一体的に実施していくため，適切な情報の共有と必要な人材・財源の確保により，効果的・効率的な推進に努めます。【市】 ・課題の早期発見，解決に向け多機関とのネットワーク作りを推進します。【市社協】 **≪主な取組･事業≫** **〇地域づくり･地域相談業務関係者情報交換会【市/地域包括支援センター】** **〇NPOや市民団体の設立･法人化･運営に関する相談【市/地域づくり推進課】** **〇復興まちづくり協議会運営費補助金の交付【市/地域づくり推進課】** **〇地域活性化支援員の配置【市/地域づくり推進課】**

⑦ 地域の福祉活動を支えるバックアップ体制の構築	市民	・地域福祉活動に興味をもち，理解し，協力や参加を心がけます。 ・一人ひとりが地域の担い手であることを自覚し，無理のない範囲で地域活動に参加するとともに，関わりの輪を広げるよう努めます。
	地域・事業者	・自治会に福祉を担う部署を設置し，地域として福祉事業に取り組む体制を作るよう努めます。【地域】 ・自分の能力を活かし，受動（やってもらう人）・能動(やってあげるひと)の関係性をつくらず，誰もが地域活動の担い手である関係性を構築します。【地域】
	市・市社協	・地域での活動を支える中心的機関として，社会福祉協議会の基盤強化を図ります。【市】 ・地域での取組を支えるため，連絡会等を開催し情報交換の場を設け，活動を後押しします。【市・市社協】 ・地域に出向き，活動の把握や情報の提供・発信を行ないます。また，地域の福祉活動を住民や関係機関とともに考え，地域の課題解決に向けて話しあう場作りを行ないます。【市社協】 ・地区社協圏域ごとの地域福祉活動計画の作成の促進や支援に努め，住民主体の地域活動を支援・推進します。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇市社会福祉協議会運営費補助事業【市/社会福祉課】** **〇ボランティア保険料補助事業【市社協】** **〇地区社会福祉協議会活動費補助金交付事業【市社協】** **〇地区社協活動支援事業【市社協】**

＜参考＞
※1 共生型サービス―――同一の事業所で一体的に，ホームヘルプサービス，デイサービス，ショートステイなどについて，高齢者や障害児者が共に利用できる，介護保険と障害福祉のサービスを提供するもの。

＜主な指標＞

No.	指標項目	現状 2018(H30)	目標 2023	目標設定の考え方
1	地域活性化支援員を設置したまちづくり協議会※2の数【市】	５組織	10 組織	設置予定の全地域での組織の設立を目指す。（10 地域：気仙沼(2 区域)，鹿折，松岩，新月，階上，大島，面瀬，唐桑，本吉）
2	生活支援体制整備事業協議体数（第２層）【市・市社協】	14 地区	16 地区	全地区での支えあい体制構築を目指す。
3	出張相談会の実施回数【市社協】	未実施	２回	継続して年２回以上の実施を目指す。

＜参考＞
※2 まちづくり協議会―――地域住民又は事業者等が主な構成員となり，住民自治組織，地域活動団体等と連携し自主的に活動する地域まちづくり組織。
H30.12 月末現在，上記支援員設置対象外のものも含めると，16 組織が市内で活動している。

具体的目標２　人権尊重と権利擁護

【推進項目及び具体的取組】

推進項目	主体	具体的取組
① 生きることへの包括的な支援の推進	市民	・自分にあったストレス対処法をみつけ実践していくよう心がけるとともに，困りごとはひとりで抱え込まず，となり近所や相談支援機関へ相談します。 ・互いの違いを認めあい，「共に地域に生きるひと」として捉え，温かく見守り，支援するよう心がけます。 ・家族・となり近所に心を寄せ，普段と違う様子に気付いたら，身近な窓口で相談を行うよう努めます。
	地域・事業者	・子ども，高齢者，障害者を支える家族や，生きづらさを抱える人をプライバシーに配慮しながら見守り，地域行事等を通じて関わりあう機会をつくるよう心がけます。【地域・事業者】 ・日頃からコミュニケーションづくりを心がけ，声がけに努め，普段と違う様子に気付いたら，早期に相談機関に連絡するよう努めます。【地域・事業者】 ・引きこもりの人等が安心して過ごせる居場所づくりに協力します。【地域・事業者】
	市・市社協	・市民が互いの違いを認めあい，要配慮者（高齢，障害，子ども，外国人，女性，LGBT※等）への理解が進むよう，意識啓発をすすめるとともに，交流イベント等の開催を検討します【市】 ・全ての市民が心の健康を保つため，心の健康づくりに関する情報発信や研修会を開催するとともに，相談窓口を周知します。【市】 ・研修会等を通じて，心のケアのための人材育成を図り，地域の見守り体制の強化に努めます。【市】 ・自殺予防対策等を推進するため，関係機関・関係部署との連携を強化します【市】 ・引きこもりの人が相談・支援を受けられるよう，関係機関や民間支援団体等と連携し対応します。【市・市社協】 ・地域産業と連携し高齢者，障害者の健康や生きがいづくりに繋がる就労訓練の場作りに努めます。【市・市社協】 ・各種相談窓口などの広報啓発に努めます。【市社協】 ・福祉教育を通して「生きる」ことの大切さを伝えます。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇傾聴講座【市/健康増進課】** **〇支援者研修【市/健康増進課】**
② 成年後見制度の利用促進と権利擁護	市民	・成年後見制度に関する研修会等に積極的に参加し，人権擁護について高い意識を持つよう努めます。
	地域・事業者	・支援を要する人への地域での見守り体制を強化し，認知症や知的障害，精神障害等，何らかの理由により判断能力の不十分な人でも地域で安心して暮らせるよう努めます。【地域】 ・成年後見人等や市町村との相互連携に努めるとともに，専門的な立場から成年後見制度の利用促進を支援します。【事業者】

② 成年後見制度の利用促進と権利擁護	市・市社協	・成年後見制度に関する研修会等を積極的に開催し，市民一人ひとりが高い権利擁護意識を持てるよう努めます。【市】 ・認知症や知的障害，精神障害等により判断能力・意思決定能力が不十分な人に早期に介入することで，円滑な制度利用支援に努めます。【市】 ・後見等を開始するにあたって，本人の利益保護のための適切な後見人等の選任に係る方策を検討します。【市】 ・障害者や認知症の高齢者の権利擁護に関する研修会を開催し，啓発に努めます【市】 ・各種専門職団体や福祉サービス事業者等の関係機関からなる「気仙沼・南三陸成年後見サポート連絡協議会」を活用することで，地域のニーズ把握に努め，制度利用の促進を図ります。【市・市社協】 ・地域の実情に合った権利擁護人材の養成を目指すほか，法人後見の担い手の確保に努めます。【市・市社協】 ・家庭裁判所等と連携しながら成年後見人等を支援することで，的確な権利擁護の実現に努めます。【市・市社協】 ・成年後見制度や権利擁護が必要な方の発見と支援に繋がる仕組みづくりを検討します。【市・市社協】 ・法人後見について，調査・研究を行います。【市・市社協】 ・判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう，利用者との契約に基づき，日常の金銭管理の支援，福祉サービスの利用支援を推進します。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇成年後見制度利用支援事業【市/地域包括支援センター・社会福祉課】** **〇権利擁護研修会【市/地域包括支援センター・社会福祉課】** **〇成年後見制度利用促進にかかる地域連携ネットワークの構築【市/地域包括支援センター・社会福祉課】** **〇権利擁護人材育成（仮）【市/地域包括支援センター】** **〇日常生活自立支援事業（まもりーぶ）【市社協】**
③ 虐待への統一的な対応	市民	・となり近所との交流に努め，お互いに困ったことがあったら支援できるような関係づくりに心がけるとともに，虐待が疑わしいと感じた場合，ためらわず速やかに関係機関に連絡します。 ・虐待被害防止に関する研修会への積極的な参加を心掛け，人権擁護の意識向上に努めます。
	地域・事業者	・地域での見守り体制を強化し，子どもや高齢者，障害者に対する虐待被害を防ぎ，地域で安心して生活できるよう努めます。【地域】 ・市や警察署との連携を緊密にし，虐待や暴力被害の兆候が認められる場合は速やかに通報するなど，被害の予防と早期対応に努めます。【事業者】 ・労働時間，休日付与など子育て中の家族の支援を図るよう努めます。【事業者】
	市・市社協	・虐待への相談窓口を広く周知するとともに，虐待への関心を高め，地域住民や関係機関等からの積極的な情報提供を呼び掛け，虐待の早期発見に努めます。【市】 ・民生委員・児童委員や市民・地域・学校・医師ほか関係機関等と情報共有し，虐待防止に向けた体制整備のための連携強化を図ります。【市】

③ 虐待への統一的な対応	市・市社協	・虐待行為に至った背景を考慮し，加害者（養護者）の負担軽減を図るなど，必要な支援をすることで，虐待の再発を防ぎます。【市】 ・ＤＶをなくすため，職場・地域・家庭等の社会のあらゆる分野で，男女が対等なパートナーとして支えあう男女共同参画社会の実現を目指し，意識の醸成を図ります。【市】 ・虐待やＤＶなどに関する研修会を積極的に開催し，被害の予防および対応についての理解を進めます。【市・市社協】 ・警察署や児童相談所等の関係機関と連携し，子どもや高齢者，障害者などを対象とした虐待被害の予防と早期対応に努めます。【市・市社協】 ・虐待についての広報啓発を行うほか，民生委員・児童委員や地域と連携し早期発見に努めます。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **○家庭児童相談【市/子ども家庭課】** **○障害者虐待防止センターの設置【市/社会福祉課】** **○高齢者虐待相談窓口【市/地域包括支援センター】** **○高齢者虐待の防止と対応【市/地域包括支援センター】** **○障害者虐待の防止と対応【市/社会福祉課】** **○児童虐待の防止と対応【市/子ども家庭課，健康増進課】** **○気仙沼市児童虐待及び配偶者等からの暴力被害防止連絡協議会【市/子ども家庭課】** **○権利擁護研修会【市/地域包括支援センター，社会福祉課】** **○男女共同参画意識の啓発講座や講演会の開催，DV相談の実施【市/地域づくり推進課】**

＜参考＞
※LGBT―――次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で，性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉　　Ｌ：女性の同性愛者(Lesbian：レズビアン)，Ｇ：男性の同性愛者（Gay：ゲイ），Ｂ：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル），Ｔ：こころの性とからだの性との不一致（Transgender：トランスジェンダー）

＜主な指標＞

No.	指標項目	現状 2018(H30)	目標 2023	目標設定の考え方
1	住民向け権利擁護研修の受講人数　【市】	26 人	40 人	現状から 50%以上の増を目指す。
2	日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の生活支援員数　【市社協】	10 人	15 人	現状から 50%の増を目指す。

具体的目標３　福祉サービスの質の向上と市民への情報提供の充実

【推進項目及び具体的取組】

推進項目	主体	具体的取組
①福祉を支えるひと・もの・ことの充実	市民	・地域に関心を持ち，自分の持っている知識や技能を活かして地域福祉の担い手となるよう心がけます。 ・提供される福祉サービスに使いづらさ等がある場合は，事業所や関係機関に相談し，より良いサービスや必要な情報が入手できるよう努めます。
	地域・事業者	・地域の中で福祉事業について話し合える場をつくり，住民と支援機関を適切につなげる体制がつくれるよう努めます。【地域】 ・事業の充実及び適正化を意識し，質の高いサービスを適切に提供できるよう努めるとともに，地域と連携し，専門的な立場から地域福祉の充実を図ります。【事業者】 ・福祉現場からの情報発信に努めると共に，地域資源の情報収集を行い，地域住民の特技を積極的に取り入れられるよう検討します。【事業者】 ・従業員のみならず，顧客，コミュニティ，ＮＰＯといった社外の人々も自社のＣＳＲ※1活動に巻き込み，環境・社会の持続可能性に貢献します。【事業者】
	市・市社協	・住みなれた地域で暮らし続けられる体制をつくるため，地域包括ケアシステムの充実を図ります。【市】 ・質の高いサービスを提供するため，担い手となる人材の育成に資する制度の充実を図ります。【市】 ・事業者等に対し，関係法令を順守した事業運営が行われるよう促します。【市】 ・小地域ネットワークを活用し，福祉サービス等について，速やかでわかりやすい情報の提供に努めると共に，災害時における情報提供の仕組みづくりに努めます。【市・市社協】 ・地域資源の発掘や人材育成のための講座の開催等を行い，地域福祉の向上に努めます。【市社協】 ・事業を評価し，改善や新たな福祉サービスの開発に向けた取組を推進します。【市社協】 ・苦情の本質を考え，事例研究等を通してスキルアップを図り，適切な運営とサービス水準の向上に努めます。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業【市/高齢介護課】** **〇各種団体への監査・実地指導等【市/保健福祉部】** **〇福祉講演会，研修会の開催【市・市社協】** **〇移送サービス事業【市社協】** **〇介護機器貸出事業【市社協】** **〇障害者福祉活動事業（点訳・録音）【市社協】**
②利用者の適切なサービス選択の確保	市民	・より良いサービスが適切に受けられるように，福祉サービスに関心を持つよう心がけると共に，情報を正しく理解するように努めます。 ・受け手としてだけではなく，サービスをより良くするための評価者として，使い勝手等について気付いたことがあれば提案するよう心がけます

② 利用者の適切なサービス選択の確保	地域・事業者	・サービスの評価やサービス内容の開示等により，利用者の適切なサービス選択を確保していくよう努めます。【事業者】 ・苦情解決制度の公表に努め，また，サービス利用満足度等調査を通じ，利用者からよりよい意見がいただけるような仕組みをつくります。【事業者】 ・自己評価の実施と併せて第三者評価の導入を推進し，サービスの質の向上を図り，良質で適切なサービスを提供するよう努めます。【事業者】
	市・市社協	・事業者による第三者評価の導入や情報開示への支援を行います。【市】 ・利用者が適切にサービス選択できるよう，わかりやすい情報提供を行います。【市】 ・利用者の声が反映できる苦情解決の仕組みを周知するとともに，事業所において，苦情・要望の対応に差異が生じないよう，事例・情報の共有化を図る仕組みづくりを促進します。【市】 ・多様な福祉サービスについての分かりやすい情報提供に努めます。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇各種団体への監査・実地指導等【市/保健福祉部】** **〇指定介護予防事業【市/地域包括支援センター】** **〇介護予防ケアマネジメント事業【市/地域包括支援センター】** **〇社協だより等での苦情解決制度やサービス評価状況についての広報・啓発【市社協】**
③ 多様なサービスの参入促進と公私協働	地域・事業者	・より良いサービスの提供に努めるとともに，新たなサービスの開発についても調査研究をすすめます。【事業者】 ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に努めます。【事業者】
	市・市社協	・必要に応じ民間企業等とも連携し，より良いサービスの提供に努めるとともに，多様なサービス主体の参入を促進し，利用者の選択の幅を広げるよう努めます。【市】 ・地域課題の解決のため，共同募金やクラウドファンディング※2等，公的財源以外の財源活用策についても調査・研究し，積極的な活用を呼びかけます。【市】 ・複雑多様化した生活課題を解決するため，民間の新規事業の開発やコーディネート機能への協力，社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進します。【市】 ・在宅福祉サービスの開発や開拓を行い，地域資源が活用できるような仕組みづくりを行ないます。【市社協】 **≪主な取組・事業≫** **〇共同募金事業への協力【市/社会福祉課】**

＜参考＞
※1 CSR―――Corporate Social Responsibility の略。「企業の社会的責任」。従業員の労働面での人権保護，地球環境や地域社会など，多様で大勢のステークホルダー(利害関係者)に配慮した経営のことをいう。
※2 クラウドファンディング―――プロジェクトのための資金調達のため，個人や団体が，インターネット上で企画内容と必要な金額を提示し，広く支援を呼びかける手法。少額の資金提供者を多く集めることによって，目標額の達成を目指すもの。

＜主な指標＞

No.	指標項目	現状 2018(H30)	目標 2023	目標設定の考え方
1	社会福祉法人の指導監査実施率【市】	50%	100%	全社会福祉法人での実施を目指す。
2	福祉講演会，研修会等の開催回数【市・市社協】	２回	４回	現状の２倍を目指す。